

輸入食品の安全確保及び残留農薬等のポジティブリスト制度の導入についての意見交換会(鹿児島市)
事前質問・意見一覧

質問者	質問の内容	回答
1 食品等事業者	輸入野菜の安全対策と情報公開	輸入食品の安全性確保に当たっては、効果的、効率的、重点的に監視を行うため、毎年度国民の意見を聴いて策定する輸入食品監視指導計画に基づき実施しています。具体的には、輸出国、輸入時、国内の3段階で必要な対策を取ることであり、こうした内容は厚生労働省のホームページなどでも公表しています。
2 消費者	アメリカ輸入の牛肉は本当に安心できるのか。	米国産牛肉の安全確保については、日米間で合意した対日輸出プログラムの遵守が必要です。このプログラムは輸出国である米国政府の責任で遵守されるものです。厚生労働省及び農林水産省においては、米国における対日輸出プログラムが確実に機能しているかを確認するため、担当官を派遣し査察を行うとともに、検疫所における水際での検査体制の強化等の措置を講じていたところですが、しかしながら、1月20日に輸入時の検査でせき柱を含む子牛肉が確認されたことから、以降のすべての米国産牛肉の輸入手続きを停止することとしました。米国に対しては徹底した原因究明と再発防止策に関する報告を求めていましたが、先般、その報告書の提示があったところです。現在、報告書の内容について精査しており、その結果を踏まえて今後の対応を検討することとしています。
3 消費者	中国の土じょうは大丈夫なのか。	ご質問の趣旨が不明ですが、中国における農産食品の重金属汚染報道については、輸入時検査において基準が設定されている農産物について、重金属に係る検査を強化して行うとともに、中国政府に対し事実関係の確認を行うとともに安全対策の強化について要請を行っています。
4 食品等事業者	食肉の生産、と畜、加工までに係るポジティブリスト制度の対応について	ポジティブリスト制度は、加工食品を含む全ての食品が規制の対象であり、食肉や食肉を原料とした加工品もその対象になります。本制度は事業者の方に検査を義務づけるものではありません。食品中に残留する農薬や動物医薬品等の管理については、従来と同、様原材料の生産段階における適正使用、動物用医薬品であれば休薬期間の遵守が重要です。
5 食品等事業者	ポストハーベスト(収穫後散布農薬)に対するポジティブリスト制度導入後、残留基準などの規制はどうなるのか。	ポストハーベスト農薬の取り扱いについては、ポジティブリスト制度の施行前後において、特に現在の規制体系が変更されることはありません。
6 食品等事業者	・認可されている物でも使用方法によっては基準値を超える可能性はあるか？	本年5月29日に施行されますポジティブリスト制度の導入に当たっては、関連する国内法との整合を十分に図った上で残留基準値の検討を行っております。したがって、国内で生産される農畜水産物については、農薬取締法、飼料安全法又は薬事法で定められた使用基準に従って農薬、動物用医薬品又は飼料添加物が使用される限りは、これらの残留基準値を超えるようなことはないものと考えています。

質問者	質問の内容	回答
7 食品等事業者	畜水産物に関する質問です。動物用医薬品について薬事法や獣医師法、飼料添加物について飼料安全法による規制が行われています。それらが遵守されていれば、ポジティブリストに示された基準を超える農薬等の残留はないと考えてよろしいのですか。それとも、そのことは検査を行って判明する事柄なのですか。あるいはまた、畜水産物の生産現場において、上記の法規及び食品衛生法以外で、ポジティブリスト制の基準を満たすために係わる法規には何がありますか。	本制度の導入に当たっては、関連する国内法との整合を十分に図った上で残留基準値の検討を行っております。したがって、国内で生産される畜水産物については、飼料安全法又は薬事法で定められた使用の基準に従って動物用医薬品又は飼料添加物が使用される限りは、これらの残留基準値を超えるようなことはないものと考えています。
8 食品等事業者	国際的な規範・規準の設定と衛生管理の限界	国際機関であるFAO/WHO合同食品規格委員会(コーデックス委員会)において、国際食品規格(コーデックス規格)の作成等が行われており、農薬、動物用医薬品等についても残留基準等が設定されています。なお、食品の衛生管理については、食品事業者の責任において、安全性を確保するよう努めて下さい。
9 食品等事業者	国内で使用禁止の農薬でも、残留基準値以下であれば輸入できるのか	食品衛生法は食品中の農薬の残留基準を定め、その基準を超えた農薬を含有する食品の流通等を規制するもので、国内外における農薬の使用を規制するものではありません。
10 食品等事業者	CIPC=クロルプロファミン(芽止め剤)のばれいしょ基準値はなぜ50.00ppmと高いのか。	食品衛生法の残留基準の設定に当たっては、日本人の食生活の実態に基づき、一生涯食べ続けても健康に影響がないレベルである一日摂取許容量(いわゆるADI)の範囲内で、WTO条約の1つであるSPS協定に基づき、国際基準を基本に、国内及び海外の農薬使用実態を考慮して基準値を設定しているところです。クロルプロファミンはばれいしょについて国際基準が設定されていないため、米国の基準を基に基準を設定したところですが、一日摂取許容量の範囲に収まるように基準を策定しています。
11 食品等事業者	輸入品の乾燥野菜について ポジティブリスト制度導入後残留農薬の基準値が定められないか。そうでない場合は生野菜の基準値より水分調整した値を基準値としてよいのか。(特によもぎについて詳細な情報が欲しい。)	乾燥野菜については加工食品の取扱いに従い、当該食品の原材料が食品規格に適合していれば、当該乾燥野菜についても食品規格に適合するものとして取り扱うこととしています。水分含量については原材料の基準への適合性を判断する目安とするための参考として取り扱うこととしています。
12 食品等事業者	このたび施行させるポジティブリスト制度の違反等に関する罰則など知りたい。	残留基準値を超える農薬等が検出された食品(加工食品を含む。)の販売等は食品衛生法違反となり、当該食品の販売等を行った者は、必要に応じ、回収命令や廃棄命令等の行政処分等がなされることとなります。 なお、食品衛生法違反に係る行政処分等の対応は、従来と変わらないものと考えています。

	質問者	質問の内容	回答
13	食品等事業者	中小食品会社の行える具体的な対策を教えてください。もし何らかの原因により、不適合品が発見された場合、社名及び商品名が公表されるのか？	ポジティブリスト制度については、従来からの農薬等に対する取組みと同様、信頼できる事業者と取引をする、使用される可能性のある農薬等の種類や方法、違反事例の有無などを確認する、必要に応じ残留状況について分析するなどの取組みが原材料の安全性の確保のために必要になると思われます。 違反が発見された場合については、違反した者(原則として書面による行政指導の対象となる者を含み、違反が軽微であって、かつ当該違反について直ちに改善が図られた者を除く。)の名称、対象食品、対象施設等を随時公表することとしています。
14	食品等事業者	ポジティブリスト制度の導入に伴い、製造業者は、納品先から安全性の証明を求められ、必然と検査分析に基づく証明となることが想定されるが、原料ロットが複数の場合は都度検査を要し、多大な費用と時間を費やすこととなる。他会場でのリスクコミュニケーションにおける事前質問において、安全性の検証については「信頼できる事業者との取引をする」との回答提示があるが、生産履歴(投薬履歴)・製造履歴で納品先が納得(信頼)いただけるかが問題である。更に本法律の施行時においては、信頼できる生産者、輸入業者から原材料を調達することとなるが、ポジティブリストに対応した責任の所在の相互確認は取引にかかる重要な事項であり、場合によっては争議の多発など、社会問題となることが懸念されないか？	ポジティブリスト制度は、平成15年の食品衛生法の改正により導入することが決められたものです。残留農薬等ポジティブリスト制度の施行に対応するにあたって、従来と同様に必要に応じ、販売する食品の原材料について農薬の使用実態等を把握する必要があると考えます。
15	消費者	ポジティブリスト制度導入後の残留農薬検査は、現行の検査と変わるのでしょうか？	輸入時における輸入食品の検査については、ポジティブリスト制度の導入を踏まえ、検疫所におけるモニタリング検査項目を拡大することを予定しています。国内に流通する食品については、各都道府県等が食品事業者の施設の設置状況等を勘案して作成した食品衛生監視指導計画に基づき、検査を実施しています。
16	食品等事業者	酢の製造、販売を行っておりますが、近頃メーカーより我が社の使用している米の残留農薬についての問い合わせが多く寄せられるようになりました。我が社の使用している全農の米に対して、全農さんに問い合わせてもその証明は出せないとのことでした。我が社が仕入れた米に対して残留農薬等の検査を行うことはコスト等を含めて無理でありますので、どのような対処を行えばいいのかわかりません。	分析だけで農薬残留基準を超えていないことを証明するためには、多額の分析費用がかかり、現実的な方法ではありません。このため、産地では、①適正に農薬を使用するとともに、②使用した農薬の種類、使用状況の記帳、③農薬の使用状況に応じた必要最小限の分析等により、生産管理の徹底を図っているところです。このように適切な生産管理に取り組んでいる産地の農作物を調達することにより原料の安全性が確保されるものと考えます。
17	食品等事業者	ポジティブリスト制度導入により、残留検査等の自主検査は変わってくるか。	

	質問者	質問の内容	回答
18	食品等事業者	加工食品(春雨)を輸入販売しています。使用する原材料の農薬使用状況が完全に把握できておりません。厚生労働省で行う予定の加工食品についてのモニタリング検査項目はどのようなものになるのでしょうか？ポジティブリストへの対応方法についてどのように考えれば良いのでしょうか。	厚生労働省ではポジティブリスト制導入を踏まえ、輸入食品の監視を行う検疫所において検査機器の増設、食品衛生監視員の増員を予定しています。また、検疫所で行う輸入食品のモニタリング検査項目を拡充することを予定しており、現在、検査項目等について検討を行っているところであります。また、その実施にあたっては、輸出国における農薬や動物用医薬品の残留基準等を踏まえた検査項目の選定や一斉分析法の活用などにより、効果的、効率的な検査の実施に努めることとしています。
19	食品等事業者	ポジティブリスト制度について注目しております。制度の内容については少なからず理解しているつもりですが、制度の「運用」面について、どのように対応していくか苦慮しています。特に輸入品に対するモニタリング内容も踏まえ、どのように監視していくのか、お話が伺えますと幸いです。	ポジティブリスト化への対応としては使用された農薬について残留を確認することが最も効率的であると考えていますが、不明な場合は使用が認められている農薬や残留基準が設定されている農薬についても留意すべきであると考えています。 厚生労働省で把握している諸外国における農薬等の残留基準等の情報については、国立医薬品食品衛生研究所のホームページ(http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/chemical/pest/mrl-link.html)に掲載しているので参照ください。
20	食品等事業者	動物残農薬では餌のトレースの範囲は何処まで行われなければならないのか？輸入加工食材に使用されている青果・香辛料のトレース範囲は何処までか？	事業活動を行うに当たって、自らが食品の安全性の確保を行うのに、十分な情報の収集が必要と考えます。
21	食品等事業者	生産者が残留値を確認する方法	16と同じ
22	行政関係者	ポジティブリスト制導入に際して各府省、自治体、食品業界とどのような調整、連絡を行ったか。	本制度の導入に当たっては平成15年5月の食品衛生法改正以降、関係省庁と連携して検討を行ってきました。また、検討の段階でこれまで3回にわたり国民に対し素案を公表し、意見募集を行ってきたところです。さらに、リスクコミュニケーション事業において全国8カ所で意見交換会の開催を実施しています。(7カ所実施済。1カ所は3月に実施予定)自治体に対しても、これまで全国会議において本制度の検討状況について説明してきており、昨年12月には担当者の方に対する本制度の説明会、本年1月には分析担当者の方に対する試験法の説明会を開催したところです。このほか、食品関係団体や消費者団体等が開催する本制度に関する勉強会やセミナー等に積極的に参加し、本制度の周知に努めているところです。

	質問者	質問の内容	回答
23	行政関係者	ポジティブリスト制は生産段階(農家等)に浸透しているのか。(農家はきちんと基準を守れるのか)	現在、都道府県、農業者団体等とともに、農家向けのパンフレットの作成・配布、講習会の開催等により、ポジティブリスト制度の周知、ドリフト防止など農薬の適正な使用の徹底を図っているところです。
24	食品等事業者	農薬の自然分解(残留農薬度合)施設栽培(ビニールハウス)に紫外線カットフィルムを使用されているケースが見受けられるが、通常ビニールと比較して農薬残留度合に相違があるのかどうか。紫外線量による自然分解度のデータは・・・	これまで、紫外線カットフィルムを使用したハウス内において、農薬使用基準を遵守して農薬を使用してもなお残留基準を超過したという事例は承知していません。
25	消費者	ポジティブリスト制により農薬登録制度(使用者責任)が骨抜きにされることはないか。	ポジティブリスト制度が施行されても農薬取締法は変わりません。使用基準に違反して農薬を使用すれば、罰則が適用されます。
26	食品等事業者	(自作物に対して)飛散した薬剤が発見されるのではないか?その時の対処方法。	現在、都道府県、農業者団体とともにドリフト防止対策の徹底を図っているところです。また、普段から使用した農薬の種類、使用状況の記帳、農作物のロットの分別管理などに地域で取り組むとともに、原因が飛散であった場合には、使用する農薬や散布に用いる散布器具の変更等、再発防止のための対策を検討することが必要です。
27	食品等事業者	自作物に対して飛散した薬剤が発見されるのではないか?そのときの対処方法。	
28	食品等事業者	原因が隣地からの飛散であると確定した場合の品物は誰の責任で処理するのか?同一ハウス内で異なる品目をつくる場合(特に軟弱野菜)は残留農薬の処理はどうなるのか?最初から作ってはいけないのか?	同一ハウス内で異なる品目をつくる場合には、ドリフト対策にも限界があります。この場合は、粒剤の使用や共通して使用可能な農薬を使用することも検討する必要があります。また、現在、都道府県、農業者団体とともにドリフト防止対策の徹底を図っているところです。
29	食品等事業者	食品衛生法とJAS法との融合	食品衛生法は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的として、また、JAS法は、食品等の品質に関する適正な表示を行わせることによって、一般消費者の適切な商品選択に資することを目的としており、法律自体を一本化することは適切ではありませんが、両法に基づく食品の表示基準が整合性とれたものとなるよう、厚生労働省及び農林水産省が共同で「食品の表示に関する共同会議」を設置し、食品衛生法及びJAS法における表示事項についてご議論をいただいているところです。 「食品の表示に関する共同会議」においては、これまでに、期限表示の用語の統一、アレルギー物質を含む食品に関する表示、加工食品の原料原産地表示等について幅広く議論がなされており、それを踏まえて必要な基準の改正が行われてきています。

質問者	質問の内容	回答
30 消費者	中国産の野菜で「減農薬」と表示して販売されている商品がありました。この「減農薬」とは日本または中国どちらの基準から減らしているのかわかりませんでした。見分ける方法などありましたら教えてください。	<p>農薬や化学肥料を節減し、または使用せずに栽培するなど、特別な方法で栽培された農産物に関する表示の方法については、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」により指針が定められています。当該ガイドラインでは、「減農薬」の表示は曖昧で分かりにくい表示であることから、①具体的に何割減なのか、②削減の基準は何なのか(当地比等)、③削減の対象は何なのか(使用回数等)について併せて記載することが求められています。</p> <p>当該ガイドラインは、法令に基づいて遵守義務を課すものではなく、これら農産物の生産、流通、販売に携わる人たちが生産や表示のルールに従って自主的に確認・管理し、関係者の自発的な行動によって守られるものです。生産者・消費者双方のニーズに応じて制定されたという趣旨を踏まえ、当該ガイドラインの規定に従った表示を行うことが望ましいと考えています。</p>
31 消費者	国内食糧自給率の確保について。是非現在の取組など知りたい。	<p>食料自給率向上のためには、農業の構造改革を進め、消費者や実需者のニーズに応じた生産を行うことに加え、消費面において、関係者が食生活の見直しなどに積極的に取り組むことが不可欠です。</p> <p>このため、新たな基本計画の下、消費面では、「日本型食生活」の推進に向けて「食事バランスガイド」の普及・活用に努めるなど、分かりやすく実践的な「食育」を進めているところです。また、生産面では、食品産業と農業の連携強化や、経営感覚に優れたやる気と能力のある担い手の育成・確保を図ることにより、需要に即した生産を進めているところです。</p> <p>今後、食料自給率向上協議会において策定した17年度の行動計画の達成状況を検証し、新たな18年度の行動計画の策定に反映していくこととしており、工程管理を適切に実施することにより、自給率向上の取組が迅速かつ着実に実施されるよう関係者と一体となって取り組んでまいります。</p>
32 消費者	外国より輸入された野菜、果物が多くスーパーに売られています。安全面はどうかと思いつつ安いとつい手が出てしまいます。行政機関で安全をよく確かめて下さってほしいと思うのですが、今後も点検を厳しくしていただきたいと思うものです。	ご意見をいただき、ありがとうございます。
33 消費者	自然を大事にしよう。毎日飲む水をきれいな山から流れてくるように水と緑の委員会で間材を行っています。エコライフで植林すそはらいを行っています。川の水が山の恵みをうけ海が豊かになり魚が大漁となって泳ぐ自然にしたいものです。農地も化学肥料でなく、有機栽培ができることが望ましいと思っています。	ご意見をいただき、ありがとうございます。